

日本人の長寿を支えてきた「国民皆保険」制度。ところが今、皆保険の骨格をなす国民健康保険が私たちの暮らしを破壊し、命を脅かす。払いたくても払えないほど高い保険料に懲罰的な取り立て……。この国の「セーフティーネット（安全網）」が機能していない現実を報告する。

# ジャーナリスト **笹井恵里子**

# されるのか! 健康保険が を育かす

確かに私は現在 3万円の国民健康保険料(国保料)を滞納している。

前回の本誌記事(「国民健康保険料が高すぎる!」10月17日号)に記した通り、今年度の国保料の支払いは年間約88万円、今年6月から来年3月まで月々約8万円の支払いであつた。所得のおよそ14%を占めている。国保加入者以外の読者は、自身の所得の15%前後が国保料として徴収されていると想定してほしい。

「このまま国民健康保険料の未納が続くと、あなたの財産を差し押さえます」というショートメールが私の携帯に届いた。今年11月のことだ。郵便でも先日、「今すぐ納付してください」と大きく書かれた督促状を受け取った。その紙には指定期限までに納付しないと、「財産調査が行われ、予告なく差押が執行される」と記されている。

実際に多くの国保加入者がそれだけの負担を強いられている。ちなみに私は高校生の子どもを抱えるシングルマザーであるが、国保では、家族の人数が増えるだけ保険料の負担が増す仕組みなのである。

前回記事のおさらいをしておこう。公的医療保険は主に企業に勤める労働者とその家族が加入する健康保険組合

失つたり、正規から非正規職員になつたり、もしくは定年退職して75歳未満であれば加入することになる。逆にいふと、国保は住民票さえあれば、誰でも加入できる。国保があるからこそ、「皆保険制度」が維持でき、日本全国どこでも、同じ負担で同じ質の保険診療が受けられるわけだが、「問題は、保険料が高い。その一点につきます」

前回の本誌記事（「国  
健康保険料が高すぎる！」  
10月17日号）に記した通り、  
今年度の国保料の支払いは  
年間約88万円、今年6月か  
ら来年3月まで月々約8万  
8000円の支払いであつ  
た。所得のおよそ14%を占  
めている。国保加入者以外  
の読者は、自身の所得の15  
%前後が国保料として徴収  
されると想定してほしい。

学校職員とその家族が加入する共済組合（3）中小企業で働いている人が加入する全国健康保険協会（協会けんぽ）（4）75歳以上が加入する後期高齢者医療制度（5）特定の職業団体が運営する「国保組合」と（6）市町村が運営する「国保」に分けられ、（6）の国保には、他の公的医療保険に入れないので加入できる現在は国保に加入していない人も、リストラで職を

障推進協議会事務局長の寺内順子氏だ。大阪府では古くから国保にまつわる市民運動が盛んで、寺内氏も長年取り組み、「国保の危機は本当か」「基礎から学ぶ国保」(日本機関紙出版センター)などの著書がある。「私はシングルマザー支援も行っていますが、みんなの所得はだいたい50万～150万くらいで、年15万円以上の国保料。年10回払うとし、1回に1万5千

ささい・えりこ 1978年生まれ。『サンデー毎日』を経て、フリーランスに。著書に『救急車が来なくなる日』(NHK出版)、『室温を2度上げると健康寿命は4歳のびる』(学文社)、『潜入・ゴミ収集』(中央公論新社)など。

# こんなことが許

# 民健

今すぐ納付してください

0円程度です。自分なら販薬で済ませられても、子どもは病気や急変をしますから、医療機関にかかる費用も、皆必死に払っていきます。たとえ費用を削っても

携帯代を払えなくとも、国  
保料は払おうという姿勢で  
す。ですが、それでも滞納す  
してしまったことがある。そ  
れは高いからで、安ければ  
みんな払えています」

国保問題に詳しい長友耀輝氏（三重短期大生活科学科教授）も補足する。

みになっています。それに  
対して国保には事業主負担  
にあたるものはありません。  
その上、加入者は所得なし、  
低所得者の割合が半数以  
上。最も平均所得の低い國  
保加入者が、最も高い保険  
料を支払っているのです」  
しかも国保加入者は年齢  
層が高く、医療費が高くな  
りやすい。75歳以上は(4)  
の後期高齢者医療制度にな

バーできず、国保には世帯  
人数に応じて「均等割」と  
いう保険料の“上乗せ”が  
されているのだ。

るが、60歳から75歳未満の世代が「国保加入者のおよそ4割」を占める。地域に医療費が多く発生すれば、それだけ保険給付費（自己負担額以外の費用）も上昇し、それに応じて保険料も

**滞納金支払い中に  
生命保険の強制解約、がんで死亡**

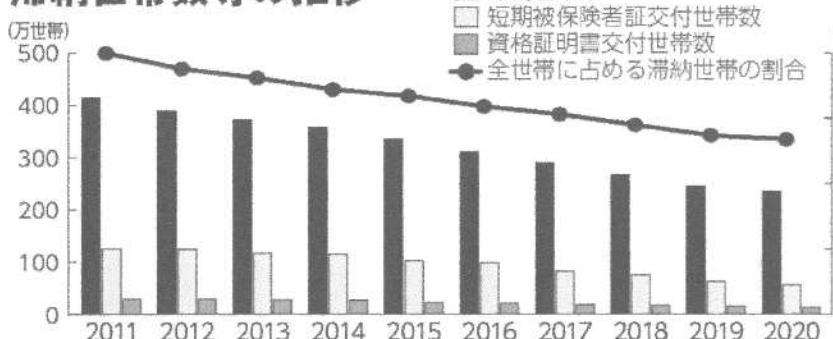
## 行き過ぎ処分が急増

**保険証あつても  
窓口負担重荷で治療中断、死亡… 命救わぬ「国**

## えます 記者に届いた督促状



## 国保(市町村)における保険料の滞納世帯数等の推移



国民健康保険中央会「国保のすがた」を参考に作成

「昨日も50代後半の男性の相談がありました。建設業を営んでいる方ですが、コロナ禍で元請け先の企業の経営状態が厳しく、仕事が減って今は月の所得が10万円にも満たない。奥さんがパートで月7、8万円の収入を得ていますが、食べていくのが厳しい状態。男性は建設業に加えてアルバイトをしているのですが、先日そのアルバイトの給料である5万円をすべて市に差し押さえられてしまつた。これは違法性が高い差し押さえですが、国保料の支払いに充てられたから、とのご本人の意向で苦情申し立てのみにとどめました」

「給料の差し押さえ禁止額は、一人およそ10万円とされる。法律上はどんなに滞納があるても、10万円程度は滞納者の預金口座に残しておかなければなりません。さらに家族が一人増えた場合、5万円の差し押さえられてしまう。これは違法性が高い差し押さえですが、国保料の支払いに充てられたから、とのご本人の意向で苦情申し立てのみにとどめました」

この50代後半の男性は、10年前から国保料を含めた税金を滞納しており、その額、200万円にのぼる。延滞金も200万円近くで、総額約480万円だ。延滞金の利率は年々下がっているものの、今年は年8.8%（納期限から2カ月を経過した日以降・事例により一部免除あり）。しかし8年前は年14.6%だったため、男性は当時の延滞金もかさんでいるのだろう。

「男性一家の滞納は、一番上のお子さんが大学生になる頃から始まっています。子どもが4人もいるため、手遅れ死亡事例調査概要報告」を発表した。

「調査では死亡が40事例と、例年とあまり変わりません。実際の現場ではどう

相談がありました。建設業を営んでいる方ですが、コロナ禍で元請け先の企業の経営状態が厳しく、仕事が減って今は月の所得が10万円にも満たない。奥さんがパートで月7、8万円の収入を得ていますが、食べていくのが厳しい状態。男性は建設業に加えてアルバイトをしているのですが、先

日そのアルバイトの給料である5万円をすべて市に差し押さえられてしまつた。これは違法性が高い差し押さえですが、国保料の支払いに充てられたから、とのご本人の意向で苦情申し立てのみにとどめました」

この50代後半の男性は、10年前から国保料を含めた税金を滞納しており、その額、200万円にのぼる。延滞金も200万円近くで、総額約480万円だ。延滞金の利率は年々下がっているものの、今年は年8.8%（納期限から2カ月を経過した日以降・事例により一部免除あり）。しかし8年前は年14.6%だったため、男性は当時の延滞金もかさんでいるのだろう。

「男性一家の滞納は、一番上のお子さんが大学生になれる頃から始まっています。子どもが4人もいるため、手遅れ死亡事例調査概要報告」を発表した。

「調査では死亡が40事例と、例年とあまり変わりません。実際の現場ではどう

それぞの均等割が加算され、当時の国保料が月額6万8000円。一番生活費がかかる時に最も国保料が高くなるんです。納められるとされる。しかし実態は、この男性のように預金口座に禁止額以下しかなくとも、行政が全額差し押さえをするケースが後を絶たない。

## 経済的困窮、受診遅れで40人死亡

税務署に40年勤め、税の仕組みに精通している角谷氏が「国保制度そのものに無理を感じる」と語る。コロナ禍においても、一切の妥協を許さない強権力行使の前に、無力感にさいなまれる仲間の相談員（税理士）もいるという。

現在、経済的困窮により医療を受けられない人も増えている。全日本民主医療機関連合会（民医連）が「2020年経済的事由による手遅れ死亡事例調査概要報告」を発表した。

民医連事務局次長の山本淑子氏はこう憤る。

「調査では死亡が40事例と、例年とあまり変わりません。実際の現場ではどう

# 国民健康保険が命を脅かす



無料または低額な料金で医療を受けられる「無料低額診療所」の存在を知っておきたい

「のなかとソーシャルワーカーの人に尋ねると、『どうしてこんなになるまで放つておいたの?』という人が少なくないようです。経済的に困窮した結果、受診控えで病気が悪化しているというケースが目立ちます。私がこの調査をしていて一番つらいのは、爪に火をともすように保険料を払って、保険証があるのに、窓口の負担が払えなくて我慢して重症化したり、死亡した事例を知る時です。なんのための保険証なんだろう。保険証があれば安心して、そ

うのかとソーシャルワーカーの人に尋ねると、『どうしてこんなになるまで放つておいたの?』という人が少なくないようです。経済的に困窮した結果、受診控えで病気が悪化しているというケースが目立ちます。

私は所得ゼロでも国保料が算出され、窓口でも医療費の負担が発生する。

「民医連では全国で『無料低額診療事業』を行つていて、無料または低額な料金で医療が受けられるので、低所得者などはそこに駆け込む人が多いでしょう。ですが大阪の民医連は保険証

がないが、八方塞がりの状況に胸が痛くなつた。

の男性は救急車を呼んだのだ。決して許される行為ではないが、八方塞がりの状況に胸が痛くなつた。

管轄するハローワークで手続きをすれば失業給付があるし、同時に職探しができる。母子家庭であれば、看護師などの資格取得の際に、給付金や貸付金を国が行つてはいる。銀行などに借金があるのなら、弁護士を紹介して債務整理を行わせればいい。実際に宮城県多賀城市や滋賀県野洲市では、そういうふた取り組みを行つているという。

医療機関を受診する際に必要な保険証。ほかの公的医療保険に入れないなら国保に加入しなければならないが、加入者は高い保険料に苦しむ。そして窓口負担も支払えず、さらには滞納が続いて、行政から厳しい取り立てを受ける。

仲道氏は「公務員は『公

として負担なく、医療にかかるようにならないといけません」

たしかに国民年金であれば免除制度があるので、国保は所得ゼロでも国保料が算出され、窓口でも医療費の負担が発生する。

医療現場で密着取材していだ際、所持金が8円で公的医療保険に加入していない40代男性を見かけた。お金がない、住むところがない、死にたいが死ねないと、その男性は救急車を呼んだのだ。

冒頭で述べた私の国保料だが、このままでは生活が破綻すると考え、前述した(5)の特定の職業団体が運営する「国保組合」に今夏、加入申請した。(5)には医師や芸能人、建設、食品などさまざまな職業団体があるが、私の場合は著作活動を中心として収入を得る「芸術国民健康保険組合」が該当した。高い国保料に困るなら、その人の職種による国保組合がないか、探してほしい。

平」という言葉の病」だと強調する。

「行政は徴収する場面で、税負担の公平性を保つため」という名目で、なんでも差し押さえられる。そして必ず納めろという。生活に困っている人にそれを責めば、人を追い詰めます。死んでおかしくありません。行

前回の記事に、国保料の滞納に悩むなら「行政の窓

審査を経て今年8月か

政は、なぜ滞納が生じているのかを調べるべきでしょう。そのため調査権があるのです。滞納者の相談に乗り、使える制度を案内し、そこで浮いたお金を国保料にまわすような努力が多く自治体には全くありません」

コロナ禍での減収に対する国の「特例貸付」や、家賃に困つていれば住宅確保給付金がある。会社が倒産してしまつたら、居住地を管轄するハローワークで手続きをすれば失業給付があるし、同時に職探しができる。母子家庭であれば、看護師などの資格取得の際に、給付金や貸付金を国が行つてはいる。銀行などに借

ら、私と子どもは同国保組合に加入できた。保険料は収入にかかわらず均等で、月額4万円未満（年齢等によつて異なる）。年にして44万円の支払いがあり、これまでの国保料のおよそ半額だ。ただし、今年4月から7月まで加入していた4カ月分の国保料の支払いが残っている。それが現在滞納している「30万円」だ（その間、一度も医療を受けていないのに、と正直腹が立った）。区との話し合いで、その30万円を24回に分けて納付することになった。まさにこの原稿を書いている

最中、区から送られてきた「分納誓約書」にサインしたところである。30万円の国保料と、その完納後に請求される延滞金については

滯納処分によつて滯納者の生活を著しく窮屈させるおそれがある場合は差し押さえを停止し、納税義務を消滅させる制度がある。市民運動が盛んな大阪府では、「生活保護世帯は、ほぼ滞納処分の停止がされている」と認めていませんが、富田

## 滞納処分の停止は自治体判断

滯納処分によつて滯納者の生活を著しく窮屈させるおそれがある場合は差し押さえを停止し、納税義務を消滅させる制度がある。市民運動が盛んな大阪府では、「生活保護世帯は、ほぼ滞納処分の停止がされている」と認めていませんが、富田

保護が決定した途端、「お金が入るのなら、滞納分を払え」と取り立てる自治体もある。生活困窮の具体的な基準がないため、各市町村の判断によるのだ。

（例えば高槻市では生活保護151世帯しか生活困窮

支払う義務がある。多くの

もちろん国保料を含めた

税金は、憲法に規定されて

いる通り、日本国民として

得る。そして国保に加入す

れば、どの地域であっても

今後、高い保険料と厳しい

取り立てに直面する可能性

がある。明日は我が身だ。

滞納者はそれをわかつていながらこそ、差し押さえを行っています。つまり生活保護以外でも、生活が厳しい世帯には滞納処分を停止しているということです。差し押さえをするとなると、事務作業や人手がかかり、それでいて大した保険料（税）収入は期待できません。要是『許すな、滞納』という姿勢ではなく、『生活困窮なら当然払えないよね』という考え方なのです』（寺内氏）

もちろん国保料を含めた

税金は、憲法に規定されて

いる通り、日本国民として

得る。そして国保に加入す

れば、どの地域であっても

今後、高い保険料と厳しい

取り立てに直面する可能性

がある。明日は我が身だ。

# 堂々と老いる

「徹子の部屋」（2021年11月23日放送）で紹介され話題！

田原節が炸裂！



滑舌は悪くなつたし、物忘れも激しくなつた。だけど悔しくない。

87歳の現役ジャーナリストが満を持して贈る激烈エッセイ。

定価1440円（税込）  
978-4-620-32711-3

田原総一朗

毎日新聞出版  
〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17 TEL03-6265-6941  
(ブックサービス) 0120-29-9625でも注文できます。